

Silver standard and the bank of Japan : historical roles of their formations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24604

銀本位制と日本銀行

—貨幣制度の変遷と日本銀行(1)—

宮 田 美 智 也

目 次

はじめに

- I 「新貨条例」と金銀複本位制
- II 日本国の成立と銀本位制の発足
- III 銀本位制と日本銀行
——銀本位制の歴史的構造——
- IV 国立銀行制度と国立銀行券

おわりに

はじめに

日本における封建制社会は鎌倉幕府の成立（1192年）によってほぼ完成し、足利幕府の開設（1338年）ともに崩れ始める。そして、戦国時代を終結させた織豊政権のもと（16世紀第4四半期），絶対王政が初期的に展開した。しかし、17世紀とともに開かれる徳川幕府は封建制度の再編成を進め、絶対王政への芽を封じ込める（封建的反動）。そこでは鎖国政策がとられ、農村工業の（イギリスのような）マニュファクチャ（工場制手工業）としての成長は抑制される。そのような再編封建制社会は260年余にわたって維持される⁽¹⁾。

それを崩壊させ、資本制社会への移行を契機づけるのが明治維新（王政復古大号令は1867年、明治元年は1868年）である。資本の本源的蓄積はこれからである。何世紀にも及ぶ長い時間をかけてその過程（マニュファクチャ

の成育)を経験し、その40年以上前に金本位制にもとづく資本制社会(機械制生産体制)を樹立していたイギリスは、その間すでに5度の周期性恐慌を経験し、大不況期(73年~96年)とよばれる、その資本主義の構造変化(独占資本主義への移行)への過渡期にさしかかっていた。世界資本主義史的に言い換えると、金を世界貨幣とする世界市場(パックス・ブリタニカ)における競争の基軸は消費財から資本財へと移行しようとする前夜であった。

本稿はそのような19世紀第4四半期の日本に対し貨幣制度論の視点から投射する。すなわち、資本の本源的蓄積過程にあって日本の貨幣制度はどのように編成され、その過程に対してどのような役割を果たしたのかが問われる。

(1) 宇野弘蔵編『経済学』下巻(角川全書、1956年)345ページ以下参照。

I 「新貨条例」と金銀複本位制

1. 問題の設定

江戸時代の貨幣制度は金貨、銀貨、銅貨=錢貨の三貨を正貨とし(三貨制度)⁽²⁾、それぞれの比価が幕府によって公定されていた。しかし、銅貨=錢貨は事実上金貨に対する補助貨幣であり、ここでは捨象できる。その公定された金銀比価はその初期には海外でのそれとほぼ均衡していた。しかし、(自由な金銀市場を欠いた)鎖国政策のもとで貨幣改鑄が行われるたびに両者は乖離し出し、開港(1859年)が現実化するころには、銀は海外に比べ3倍程度も過大に評価されていることが明らかになる。それは開港とともに貨幣問題を引き起こす。不平等な通商条約の貨幣条項のもとで洋銀(メキシコ・ドル)⁽³⁾が流入し、(50万両もの)金が流出することになる⁽⁴⁾。その流れをせき止めたのが1860年(万延元年)の金貨の改鑄(金貨品位の大幅切り下げによる銀貨の相対的価値の引き下げ政策)であった⁽⁵⁾。

それはいうならば国内均衡を犠牲にして国際均衡を達成するための貨幣政策である。崩壊に瀕した幕府体制の混乱に拍車がかかる。そして、68年1月明治政府が発足する。封建制を支えてきた貨幣制度は決定的に改められねば

ならない。本節はそれがどのように進められたかを検討する。具体的には「新貨条例」(1871年)が対象となり、そのもとで機能した貨幣制度の実態を論じる。

2. 「新貨条例」と「金本位制」

明治政府はその発足の翌69年2月貨幣司を廃止して造幣局を設けた。しかし、それは貨幣制度の改革を伴うものではなかった。しかし、その翌3月にようやく、貨幣の形状を円型とし、その単位に10進法をとることを建議する者が現れ、それを契機に貨幣制度改革の具体的な検討が始まる。その結果新貨幣は円型にし、単位に10進法を採用することが決まり、70年11月には貨幣名を円とする「新貨幣品位及ヒ重量表」(1円銀貨を本位貨幣、金貨を補助貨幣とする銀本位制の採用)が太政官によって裁定され、71年(明治4年)1月「新貨幣品位及ヒ重量表」が仮決定された⁽⁶⁾。

そこに「財政講究ノ為ニ」渡米していた大蔵少輔伊藤博文から70年12月29日付の意見書⁽⁷⁾が届く。それは金本位制の採用を建議していた。政府はそれを容れ、71年5月太政官布告「新貨条例」⁽⁸⁾を公布する。それは貨幣名を両から円に改称し、「算則ハ都テ十進一位ノ法ヲ用ヒ」、金貨(20円、10円、5円、2円、1円の5種)を本位貨幣とし、「1円金ヲ以テ原貨ト定メ」た。そして、1円金貨の品位は10分の9、その純金量目は1.5グラム(23.15グレイン)とした。

これは金の一定重量を価格標準として固定したという点で金本位制の要素を備えている。それによって生産物価値を価格で表し、しかもその価格を価値法則の規制下に置くことが可能になる。しかし、そのような社会的なメカニズムが現実的に作用するには、のちにも論じるように、その金を節約する制度(兌換銀行券制度)が同時に用意されていなければならない。貨幣材料としての金は社会的に空費だからである。言い換えると、金のみが流通する社会は現実には存在しない。そして、そのような兌換銀行券制度は後述のとおり日本銀行の発足を待たねばならなかったから、「新貨条例」はいまだ現実的な機能性をもたない「金本位制」を定めたといわねばならぬ。

3. 「新貨条例」下の金銀複本位制

それでは、現実はどうだったのか。「新貨条例」下の貨幣制度は事実上金銀複本位制であり、そのもとで銀本位制として機能した。説明しよう。

「新貨条例」は銀貨は通用限度を10円に限られた制限通貨（補助貨幣）とし、定位銀貨の品位は10分の8、その純銀量目は10グラム（154.4グレイン）とした（補助貨幣にはそのほかに、1円を通用限度とされた銅貨があった）。それは本位貨幣ではない。しかし、銀貨には他方、開港場においてのみだが、無制限通用を認められた貿易銀としての1円銀貨もあり、その品位は10分の8、純銀量目24.260726グラム（374.4グレイン）、本位金貨101円に対し貿易銀100円の相場が定められた。これは金銀比価が1対16.01と公定されたことを意味する。

しかし、そのような金銀比価の公定にもかかわらず、それは金銀複本位制の制定を意味してはいなかった。日本の本位貨幣（金）と太平洋周辺諸国の本位貨幣（銀）の間での交換比率（為替平価）の法定にすぎなかったからである。第一すでに指摘したように、1円銀貨は貿易上の便宜を図るためにものであり、通用を貿易に限定された制限通貨である⁽⁹⁾。

ここに「新貨条例」に内在する矛盾が明らかになる。上述のような金銀比価の公定が必要だったことは、そのころの日本は銀を世界貨幣とする貿易を営んでいたことを意味する。言い換えると、明治維新とともに日本は銀を世界貨幣とする世界市場に参入したことだが、しかしそれにもかかわらず金本位制国であることが目指されたわけだからである。世界貨幣が銀であるならば、本位貨幣もまた銀でなければならない。

「新貨条例」にはしかしその矛盾を克服しうる規定が含まれていた。それは同時に、一般的の取引でも当事者の「示談」で1円銀貨が無制限に通用することを認めていたからである。それは金銀比価のいかんによっては銀の対内流入（金の対外流出）が生じうることを意味する。言い換えると、「新貨条例」下の貨幣制度では銀も価値尺度としての地位を占め、事実上複本位制下の銀本位制として機能するようになる可能性が含まれていた。

しかも、それは可能性にとどまらず現実化する。おおよそ74年（明治7年）に始まることがだが、そのころから銀の価値下落に伴って市場比価が上昇し、

それが法定比価を上回るようになるからである。法定比価が引き上げられる。まず75年2月1円銀貨は貿易銀と改称され、量目が420グレインに増量された。比価は16.17となり、それは同年6月「新貨条例」を「貨幣条例」と改称した布告でも据え置かれたが、翌76年3月にはそれは「銀貨百枚ニ付本位金貨百円ノ割合タルベシ」として16.33に改められる。しかし、それでもまだ市場比価(16.82)はそれを上回り、銀の対内流入が続く。

そこで78年(明治11年)5月の太政官布告はついに貿易銀貨の一般通用を認め、1円銀貨を金貨と並ぶ無制限法貨とする⁽¹¹⁾。事実上金銀複本位制だった「金本位制」はここに、正式に金銀複本位制となった。そして、そのうえで従来通り銀を価値尺度として機能させ、事実上銀本位制がとられることになる。

なぜなら、同78年11月には布告をもって增量貿易銀の铸造を中止し、比価をかえって16.17に引き下げた貿易1円銀貨を再鑄発行したからである。その量目は374.4グレインであった⁽¹²⁾。そのころ市場比価は17.03(ロンドンでは17.94)であった⁽¹³⁾。いかに銀が過大評価されていたかがわかる。

(2) 三上隆三『円の誕生』(東洋経済新報社、1975年) 30-36ページ。

(3) ここで洋銀とは江戸幕末時にアメリカ、メキシコ、香港(イギリス領)等で製造され、わが国に流入してきた諸外国の1ドル銀貨に対する総称だが、「メキシコ・ドルラル」とよばれたメキシコ・ドルが圧倒的に多かったので、洋銀はメキシコ・ドルの異名となった。メキシコ・ドルはメキシコ産銀量の多さと品位の安定から、同国がスペイン領だった16世紀から世界貨幣機能を果たしていく(三上、前掲書、86-89ページ)、それは当面している時期でもアジア(太平洋周辺)では不变であった。

(4) 三上、前掲書、91ページ以下; 新保博・大倉健彦「幕末の貨幣政策——開港と万延の幣制改革——」(新保・安場保編『数量経済史論集2: 近代移行期の日本経済』(日本経済新聞社、1979年) 277-286ページ参照)。

(5) 三上、前掲書、144-147ページ; 新保・大倉、前掲稿、286-292ページ参照。

(6) 大蔵省明治財政史編纂会編『明治財政史』第11巻(明治財政史発行所、1927年)、324-332ページ。以下、引用文については旧漢字のみ新漢字に改める。

(7) 前掲『明治財政史』第11巻、333-337ページ; 大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」(1899年)(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第17巻(大蔵省印刷局、1958年)) 304-307ページ。

- (8) 前掲『明治財政史』第11巻, 348–354ページ。
- (9) 1円銀貨は上述したアジアでの貿易決済通貨メキシコ・ドル銀貨とほぼ同一の品位、量目ではあったが、当時の国内の市場比価は15.55だった（貨幣制度調査会編「貨幣制度調査会報告」（1895年）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻（1957年）614ページ）から、16.01の法定比価は銀にやや不利だった。
- (10) 大蔵省理財局編「貨幣法制定及実施報告」（1898年）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第17巻）7ページ；大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」310–311ページ；貨幣制度調査会編「貨幣制度調査会報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻）614ページ。
- (11) 大蔵省理財局編「貨幣法制定及実施報告」7–8ページ；大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」312ページ；前掲『明治財政史』第11巻, 444–445ページ。
- (12) 前掲『明治財政史』第11巻, 445–446ページ。
- (13) 貨幣制度調査会編「貨幣制度調査会報告」601, 614ページ。

II 日本銀行の成立と銀本位制の発足

1. 問題の設定

「新貨条例」による貨幣制度の改革も幕末以後のその混乱を収束させることはできなかった。その原因はじつは上述したような内外の金銀比価の違いだけではなかった。その「条例」の制定前後には各種、しかも大量の政府紙幣が発行されていたからでもあった。

すなわち、1868年5月に発行された太政官札をはじめ、民部省札（69年9月から発行）、大蔵省兌換証券（71年10月から発行）、開拓使兌換証券（72年1月から発行）、さらにそれらと交換し、紙幣の画一化を図るために（72年4月から）発行された新紙幣、そして新紙幣の改良目的で（81年2月から）発行された改造紙幣を第1種とし、後述する予備政府紙幣（72年5月から発行）を第2種として区分される⁽¹⁴⁾のが、その政府紙幣であった。

それらのうち大蔵省兌換証券と開拓使兌換証券は75年（明治8年）11月末までに、太政官札と民部省札は78年8月末までに回収されている⁽¹⁵⁾。73年3月「金札引換公債証書発行条例」が公布され、それにもとづいて政府紙幣と引換に6分利付の金札公債証書が交付されるようになっていた⁽¹⁶⁾からである。

その結果70年代末までに政府紙幣はその一部は6分利付金札引換公債に引き換えられ、新紙幣、改造紙幣および予備紙幣の3種類になる。しかし、それは種類の整理にすぎず、政府債務の累積構造に変化はなかった。そのうえに後述する国立銀行券（銀行紙幣）も加わる⁽¹⁷⁾。

以上のように明治政府はその発足とともに債務（政府紙幣、公債）を累積させ、幕末以来の貨幣制度の不統一、紊乱に拍車をかけた。しかし、その累積された政府紙幣の整理事業の中から日本銀行が創設され（82年）、貨幣制度が立て直される。すなわち、日本銀行は兌換制度を銀兌換制度として体现し（85年）、銀紙価値の乖離の消滅とともに銀本位制が発足する（86年）。本節はそのような過程を考察する。

2. 政府紙幣の整理と正貨準備の蓄積

松方正義が参議兼大蔵卿の地位についたのは、1881年（明治14年）10月の政変のことである。そのときの松方の「抱負経綸」は、財政経済の混乱、危機の原因を政府紙幣の累積に求め、したがってその消却を進める一方正貨の蓄積を図り、同時に中央銀行の設立によって兌換制度を確立させ、貨幣価値の安定を達成するというものであった⁽¹⁸⁾。

松方が厳しい緊縮財政の運営、つまり歳出の抑制と歳入の増大（消費税の強化、地方税の引き上げ）を図り、その余剰によって政府紙幣の消却を進めたことは周知のところである。そのような財政運営（財政の黒字化）は前任者の大隈重信のもとでも試みられ、政府紙幣の消却上わずかずつだが成果をあげていた。すなわち、予備政府紙幣⁽¹⁹⁾を含む政府紙幣の流通高はピークが78年（明治11年）末の1億3942万円で、79年末1億3031万円、80年末1億2490万円、81年末1億1891万円と減少していた。それが松方のもとでより明確となる。すなわち、それは82年末の1億937万円から83年末9800万円、84年末9338万円となっている⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

他方、78年には1784万円にのぼっていた政府保有の正貨準備は、79年末に997万円に急減し、さらに80年末には717万円にまで減少していた。しかし、それ以後は増加に転じ、81年末1270万円、82年末1673万円、83年末2588万円、84年末3357万円⁽²²⁾と、やはり松方のもとで正貨の蓄積が進んでいることが明

らかである。

松方は「正貨ヲ収入」する「方法」には「種々」あるが、「其最モ重ナルハ海外荷為換是ナリ」と考えていた。要するに、貿易黒字のことである。政府は80年10月に「海外荷為換ヲ初メ」、「金三百万円ヲ支出シ之ヲ横浜正金銀行⁽²³⁾ニ委託シ以テ海外直輸ヲ営メル諸商社ノ請求ニ応ジ荷為換ノ取組ヲナサシメ」といたが、松方は「荷為換取扱ノ方法未タ其ノ宜ヲ得ス」という状況に鑑み、82年2月「外国荷為換取扱規程ヲ改定シ大ニ從来ノ為換法ヲ改正シ同年3月ヨリ之ヲ実行」に移し、「大ニ準備正貨ヲ蓄積スルニ」及んだ⁽²⁴⁾。事実、後述のとおり貿易黒字が達成され、松方の就任時867万円程度に過ぎなかつた政府保有の正貨準備は、85年末には4227円に達していた⁽²⁵⁾。

3. 「日本銀行条例」と日本銀行

その間の82年3月、松方正義は「中央銀行」である「日本銀行創立ノ議」⁽²⁶⁾を太政大臣に提出し、採用されていた。同年6月末「日本銀行条例」⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾が公布される。日本銀行の開業は「日本銀行条例」公布後3月余たつた82年10月である。

日本銀行にはつきのような営業が認められていた（第11条）。①「政府発行ノ手形為換手形其他商業手形ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事」、②「地金銀ノ売買ヲ為ス事」、③「金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事」、④「予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事」、⑤「諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事」、⑥「公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事」。

銀行だけが取引先とされてはいない点で、中央銀行の業務規定としてはまだ洗練されていないが、これは「銀行の銀行」業務規定に相当する。具体的には定期貸、当座貸、手形割引⁽²⁹⁾で行われ、89年からはそれに後述の横浜正金銀行との特約による外国手形再割引が加わった⁽³⁰⁾。当初は定期貸の割合が大きかったが、90年以後は（国内）手形割引の比重が増してくる⁽³¹⁾。なお、対銀行取引を営むにはコルレス関係の構築が欠かせないが、これはつぎに述べる国庫金取扱の開始に合わせて進められる。

つきの一条（第13条）は「政府の銀行」としての業務規定に該当する。「政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ從事セシムベシ」。国庫金の取扱（収納、支払い）は大蔵省為替方を命じられた各地の銀行が当たっていたが、日本銀行設立後は同行が国庫金取扱を行うことになり（ただし、支払事務は大蔵省出納局が直轄していた）、そのために開業の翌83年7月からそれらの銀行と国庫金取扱代理店契約を結び、コルレス取引を開始した⁽³²⁾。横浜と海外に関する銀行業務に関するコルレス先は横浜正金銀行である⁽³³⁾。

そして、日本銀行には発券権が認められた。すなわち、「日本銀行条例」第14条は「日本銀行ハ兌換銀行券ヲ発行スルノ權ヲ有ス」と定めた。しかし、それには但書がつけられ、「此銀行券ヲ発行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス」と、発券に関する具体的な規定は盛られていない。政府の正貨準備率が低く（政府紙幣の減価がいちじるしく）、日本銀行にも兌換銀行券の発行はいまだ困難な状況にあったためである。81年末における政府紙幣と予備政府紙幣の流通高はまえに示したとおり1億1891万円だったのに対し、政府保有の正貨は1270万円であり、正貨準備率は10.7%程度にすぎなかった⁽³⁴⁾。そのような中で中央銀行（発券銀行）たるべき日本銀行を創設するには、銀行券発行制度については将来それが可能になった時点で改めて定めるとする以外に方法はなかった。

4. 「兌換銀行券条例」と銀本位制への移行

日本銀行の発足後1年もすると、兌換銀行券発行の機が熟してくる。前述したとおり紙幣整理策が進捗し、正貨準備の蓄積も進んだからである。83年末でいえば、政府紙幣流通高9800万円に対し政府の正貨準備高は2588万円だったから、正貨準備率は26.4%に達していたことになる⁽³⁵⁾。83年10月松方正義は「兌換銀行券条例発布ノ議」⁽³⁶⁾を太政大臣に提出する。

それから7ヶ月後の84年（明治17年）5月、「兌換銀行券条例」⁽³⁷⁾が公布され、7月に施行される。前述のとおり78年5月以来金銀複本位制がとられ、事実上銀本位制に移行していたが、それにもとづき、日本銀行はここに「日本銀行条例」上欠落していた発券銀行としての法的な行動規範をようやく与えられる。

すなわち、その第1条で「兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ於テ発行シ銀貨ヲ以て兌換スルモノトス」とし、第2条では「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と、発券制度の内容規定をいわば棚上げしているが、同条例はとにかく「相当ノ」銀準備があれば日本銀行は兌換銀行券を発行できることを認めた。そして、発行される銀行券は1円、5円、10円、20円、50円、100円、200円の7種類とされた（第3条）。

しかし、発券高に対し「相当ノ銀貨ヲ置キ」兌換準備金とすべきであるという、上述したような正貨準備に関する規定が、発券に対する規制として拘束力を欠いていることはいうまでもない。「兌換銀行券条例」の施行に合わせて当然にも、その細則ともいるべき「兌換銀行券発行手続命令書」が大蔵卿から発せられ、翌年5月改定されている。しかし、それ⁽³⁸⁾も発行額は「融通ノ景況ニヨリ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノト」し（第1条）、日本銀行には発行額に対し「相当ノ準備銀貨ヲ置」くことを求めているだけで、発行額と準備金の割合は「大蔵卿時々之ヲ指定スルモノト」すると規定する（第2条）にとどまっている。

こうして「兌換銀行券条例」にもとづく銀兌換の銀行券（まずは10円券）が85年（明治18年）5月から発行されだす。日本銀行は発券銀行としての第1歩を踏む出す⁽³⁹⁾。その5月末の発券高は265万円、保有正貨は281万円、85年末では発券高365万円に対し保有正貨は301万円である⁽⁴⁰⁾。その翌月には政府も（まずは政府保有の銀をもって）政府紙幣の兌換（消却）を翌年から始める布告を出し、実際に年が明けるとそれを行う⁽⁴¹⁾。そのころには銀紙の打歩は消滅していた⁽⁴²⁾。ここに86年をもって貨幣制度は金銀複本位制から銀本位制へ移行したということができる。

(44) 大蔵省編松方正義報告「紙幣整理始末」（1890年）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻）15-22ページ。よりくわしくは前掲『明治財政史』第12巻（1927年）第13編第3章参照。また、政府紙幣累増の経緯は大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」319-324ページでも知ることができる。

(45) 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」104, 106ページ。

(46) 大蔵省編『明治大正財政史』第11巻（復刻）（経済往来社、1956年）577-585ページ。

- (17) 大蔵省理財局編「貨幣法制定及実施報告」(8ページ)は国立銀行券が政府紙幣を構成することをつきのように述べている。「明治五年ニ國立銀行条例明治六年ニ金札引換公債証書発行条例ヲ発布シ政府発行紙幣ヲ以テ金札引換公債証書ニ換ヘ其証書ヲ抵当トシテ更ニ銀行紙幣ヲ發行セシメ以テ一擧政府発行紙幣ノ消却ニ着手セリ茲ニ於テ紙幣ノ種類ニ銀行紙幣ノ一種ヲ加ヘタリ」。
- (18) 松方正義「財政議」(1881年9月)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻(1958年)「松方正義関係文書」983-988ページ)参照。そのほか、同「財政管窓概略」(同、979-982ページ)も参照。
- (19) 予備政府紙幣とはもともとは預券引換用に保有されていたものである。その流通は73年6月から歳入不足の補填のために一時流用されたことに始まる。しかし、歳入不足が恒常化し、その流用も恒常化した結果、その流通も増大した。とりわけ西南戦争(77年1月～同9月)後の79年に急増していたが、82年末までに全額消却される(大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」22-23、109ページ)。
- (20) 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」22、23ページ。それに対し国立銀行券の流通高は78年末2628万円、79年末3405万円、80年末3443万円、81年末3440万円、82年末3436万円と推移している(同、106-109ページ)。
- (21) 一時的な国庫金不足を補うために予備政府紙幣が流用され、累増していくことは前述したが、紙幣整理事業の進捗について、それに代わって一時的な歳入不足をまかぬ手段が必要になる。84年(明治17年)9月「大蔵省証券条例」が制定される(大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」335-336ページ)。
- (22) 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」66ページ。
- (23) 同行は後述する76年(明治9年)「改正国立銀行条例」のもとで80年に創設されていた(前掲『明治財政史』第13巻(1927年)、809-827ページ)。それは発券にかかる条項を除いて同条例に準拠する国立銀行という点でもともと特殊銀行だった(定款によると、その業務は「当座預金並ニ貸越定期預金貸付金割引代金取扱手形為替及ヒ荷為替保護預リ地金銀買入古金銀改鑄取次等」(同、822ページ)である)が、一種の「特許銀行」にはかならなかった。設立に際して、発起人はその業務の性格上「官ノ御保護ヲ得テ内外人ノ信憑ヲ鞏クスル」必要があり、そのために政府に対し資本金の3分の1(100万円)の出資と業務管理官の派遣を要請し(同、827-828ページ)、それが実行された(同、884ページ)からである。そのような同行の性格を法的に認め、それに即した編成替えの根拠となるのが、87年「横浜正金銀行条例」(同、886-890ページ)である。
- (24) 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」63-64ページ。
- (25) 同、64、66ページ。
- (26) 「松方正義関係文書」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻)990-1007ページ。
- (27) 「日本銀行創業関係資料」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、付録(1957年)1-12ページ; 前掲『明治財政史』第14巻(1927年)30-34ページ)。

㉙ それによると、日本銀行は営業年限を30年に限られ、それは株主総会の決議にもとづき延期を請願できるとされた（第3条）。すなわち、日本銀行は（額面200円の株式5万株からなる）資本金1000万円（第4条）の特許株式会社として発足した。「株主トナラントスルモノハ大蔵卿ノ許可」が必要であった（第6条）。

㉚ 手形という言葉は江戸時代でも現在と同じような意味で使われ、大阪でその利用がもっとも活発だった。手形割引の制度は後述の国立銀行の成立（76年8月）とともに始まり（前掲『明治財政史』第13巻、445ページ参照），それを契機に手形の利用が刺激される（日本経済新聞社編『手形の常識』（日経文庫、1977年）28ページ）。大阪では早くも79年12月に手形交換所が設立されている（社団法人 東京銀行協会・東京手形交換所『東京手形交換所90年の歩み』（社団法人 東京銀行協会・東京手形交換所、1979年）3ページ）。

しかし、手形法の制定はそれに遅れ、日本銀行開業から2月後の82年12月に発布された「為替手形約束手形条例」（同、資料編、2-4ページ）をもって嚆矢とする。それは93年6月まで施行された後、98年6月まで90年公布の商法（旧商法）の中の規定に取って代わられるが、（議会日程の都合上）99年7月に修正商法（新商法）がその法規となるまでの1年間、再度実施される（滝沢直七『稿本日本金融史論』（1912年）（復刻）（明治文献、1968年）605-606ページ）。

東京で手形交換所が開設されるのはその間のことである。すなわち、87年12月に東京銀行集会所同盟銀行が手形取引所内に手形交換所を置いたのがその始まりで、91年3月に手形取引所が廃止され、手形交換所が東京交換所として独立した。それと同時に日本銀行が交換に参加し、そこで交換尻が決済されるようになった（前掲『明治財政史』第13巻、473ページ；社団法人 東京銀行協会・東京手形交換所、前掲書、9、13ページ）。

㉛ 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第1巻（日本銀行、1982年）326-328、415-416ページ。

㉜ 貸出残高の内訳をみると、90年6月末には定期貸1453万円、（国内）手形割引782万円だったのが、同年末定期貸1354万円、手形割引1258万円、91年6月末定期貸959万円、手形割引732万円、同年末定期貸824万円、手形割引1219万円というように推移している（各回「日本銀行半期報告」（上巻）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻（1956年））。なお、90年以後（国内）手形割引が増加してくるのは、商業流通に基礎を置く手形の流通が拡大し、その再割引が増加したことを意味してはいないことに留意がいる。後述するが、資本証券を担保にした手形の割引（担保品付手形割引）制度の実施が大きく影響している。

㉝ 前掲『日本銀行百年史』第1巻、261-262、263ページ。

㉞ 同、382-388ページ。「横浜正金銀行条例」の制定は前述のように87年のことだが、それによると、「横浜正金銀行ハ政府ノ命令ニヨリ外國ニ闇スル公債及ヒ官金ノ取扱ヲ為スコトアルヘシ」（第9条）とされている。同行は国立銀行時代の84年にロンドンに

支店を設けている（前掲『明治財政史』第13巻、892ページ）が、それに際し松方大蔵卿はロンドン領事に17条からなる訓示を与え、そのなかの一条で「日本政府ハ将来右倫敦支店ヲシテ日本銀行ノ代理店タラシムヘキ事」としている（同、897-904ページ）。99年末までに同行はロンドン以外の海外9ヶ所に支店を配していた（同、907-908ページ）。

- (34) しかし、国立銀行券（3440万円）も入れて計算すると、その正貨準備率は8.3%に低下する（大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」67ページ）。
- (35) 国立銀行券も入れても政府紙幣は1億3276万円程度になっていて、準備率は19.6%になる（大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」67ページ）。
- (36) その建議のなかで松方は「政府ハ明治十四年度以降非常ノ熱心ヲ以テ紙幣消却ノ処分ヲ断行シ……其結果ハ紙幣価格ノ回復トナリ物価ノ下落トナリ輸出ノ超過トナリ正貨ノ流入トナリ金利ノ下落トナリ公債證書ノ騰貴トナリ……而テ紙幣価格ノ回復スルニ從ヒ兌換銀行券発行ノ機漸ク熟ス」と述べている（前掲『明治財政史』第14巻、258ページ）。
- (37) 「日本銀行創業関係資料」28-29ページ；前掲『明治大正財政史』第13巻（1956年）、288-289ページ；前掲『明治大正財政史』第14巻（1956年）265-266ページ；大蔵省昭和財政史編纂室編『昭和財政史』第9巻（東洋経済新報社、1956年）385-386ページ。
- (38) 「日本銀行創業関係資料」129-130ページ。
- (39) しかし、これは日本銀行が発券銀行（中央銀行）として確立したという意味ではない。前段で示唆したように、保証発行制度の採用はまだ不確定であり、その意味ではその銀行券（銀券）はこの時点では銀貨（および金貨）を代替するものにすぎないからである。85年末の流通貨幣に占める兌換銀行券の割合も2.2%にとどまる。政府紙幣が49.6%と最大で、国立銀行券16.9%，金・銀貨17.8%，補助貨13.5%である（前掲『日本銀行百年史』第1巻、306ページ（表3-6）にもとづく）。
- (40) 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」76ページ。
- (41) 明治政府による紙幣整理事業の仕上げにほかならない。くわしくは大蔵省理財局編「貨幣法制定及実施報告」8-11ページ参照。政府紙幣の兌換を始める86年初の国立銀行券を含む政府紙幣の発行残高は1億1850万円だが、政府保有正貨は4227万円で、35.7%の準備率であった（大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」67ページ）。
- (42) 明治維新後に続いた貨幣価値の下落（インフレーション）とその収束はつきのような意味で資本の原始的蓄積を促進したといふことができる。明治政府は士族層には家禄および賞典禄として一定の祿米の支給を続け、その解体をいわば引き延ばしてきた。しかし、のちにも言及するように、家禄・賞典禄の奉還者には73年12月からはかれらの「産業ノ資」となさしむべく公債証書（秩禄公債）を一時に供与し始めていた（前掲『明治大正財政史』第11巻、585-586ページ）が、74年3月それを「家禄引換公債証書発行条例」をもって詳細に決めた（同、587ページ）のに続き、75年9月からは米給

を廃して金禄に改め、ついに76年8月「金禄公債証書発行条例」の公布をもって禄制そのものの廃止（秩禄処分）に踏み切った。すなわち、有禄者に対し金禄公債を一時に支給し、金禄に代えた（同、590-595ページ）。

秩禄公債にしろ金禄公債にしろ有禄者には起業資金になり、かれらを資本家に転化させる可能性をもつものとして発行された。しかし、政府紙幣減価の過程ではその価格も下落せざるをえず、大部分の士族はプロレタリアートへと没落していく。銀紙価値の均衡化とは公債価格の回復ということでもあり、そのような士族層解体過程（封建遺制の最終的な解体過程の1つ）の終結を意味する。

それはまた農民層の解体の急進展をも意味した。その間73年6月「地租改正条例」にもとづいて地租改正事業（地価に応じた課税、地価の100分の3の定率課税、金納）に乗り出していた政府は、81年にはそれをおおむね終え（前掲『明治財政史』第5巻（1927年）336-339、404、406、752ページ），土地の近代的な所有関係にもとづいた租税制度を確立していたが、80年代に入ってからの貨幣価値の安定は農産物価格を下落させ、他方地租は固定されたまま（据置）だったために、急激に多くの農民を窮乏化させたからである。

III 銀本位制と日本銀行 ——銀本位制の歴史的構造——

1. 問題の設定

複本位制から銀本位制への移行が可能になったのは、大蔵大臣松方正義が希求していた貿易の黒字化がつきのように達成されたからである。72年（明治5年）から81年までの10年間でみると、貿易は大幅な赤字基調で推移している。出超を記録したのは76年だけである⁽⁴³⁾。前述したように松方が大蔵卿に就任したのは81年10月だった（その81年には入超額は激減している）が、82年からは黒字基調に転じている。すなわち、82年828万円、83年782万円、84年420万円、85年779万円と、出超が続いている。この間輸入は最大が84年の2967万円、最小が83年の2844万円で、ほとんど変化がない⁽⁴⁴⁾。

82年から始まった出超は80年代後半に入っても続く。86年1671万円、87年810万円、88年25万円、89年296万円と黒字が続き、90年になって2513万円の赤字に陥っている⁽⁴⁵⁾。この間80年代前半とは違って輸入が急増している。86年に

3217万円とはじめて3千万円台に載せ、対前年比281万円の増加をみせた輸入額は、3年後の89年には2倍以上の6610万円に増え、入超となった90年には8173万円に達している⁽⁴⁶⁾。

以上のように80年代に入ってから実現された出超構造に支えられて銀本位制は発足した。本節の目的はその銀本位制は日本資本主義史上どのような役割を果たすことになるのか、その歴史的な意義を究明することにある。出超構造の分析から始めねばならない。それは銀本位制が問屋制資本としての製糸業によって構築されたことを明らかにする。

2. 銀本位制下の貿易収支構造

80年代の貿易において出超が定着してきたのは、生糸の輸出増加が続いたからだといってよい。その輸出量は80年を基準にすると、85年1.63倍、88年3.22倍、89年2.80倍、90年1.44倍（95年3.98倍）と推移している⁽⁴⁷⁾。90年に激減しているが、その理由は後述する。そのおもな輸出先はアメリカである⁽⁴⁸⁾。80年代におけるアメリカの貨幣制度は後述するように制限付きながら複本位制であった。

他方、輸入に関しては80年代前半は安定的だったのに、その後半からは大幅に増加していたことが注目点である。その要因は何だったのか。棉花の輸入増だと考えられる。その生産高に対する輸入高の割合をみると、80年4.2%，85年14.6%，90年95.7%（95年563.9%）と推移しているからである。綿糸のそれは80年97.2%，85年52.7%，90年53.6%（95年10.4%），綿布の場合は80年26.0%，85年15.6%，90年12.3%（95年9.7%）である⁽⁴⁹⁾。綿工業は80年代後半から海外綿工業から国内市場を奪取し始めたことが示されている。

以上から銀本位制を成り立たしめた輸出産業は製糸業だったことが判明した。生糸輸出高は前述のように80年から90年までの10年間に2.36倍にも増えていた。しかるに、同期間のその生産高をみると、わずか1.11倍にしか増えていない⁽⁵⁰⁾。前述のように綿糸のそれは約2倍、綿布でも約1.6倍と、綿工業における生産拡大に比べると停滞的といわざるをえない。

それは製糸業が基本的にはいまだ副業的な農村工業として営まれ、他方綿工業とくに綿糸紡績業では80年代後半には後述のように、株式会社資本の形態をとって機械制生産が導入されてきたことの反映である。歴史的な生産形態とし

ては問屋制家内工業にとどまる製糸業（在来産業）が貿易黒字を稼ぎ、それを基礎として達成された貨幣制度の安定化（貨幣価値の安定化）の利益を享受しつつ、あらたに綿糸紡績業が資本制的な発展の端緒をつかむというのが、80年代ということになる⁽⁵¹⁾。

ところで、製糸業は80年代においてなお歴史的に問屋制家内工業として経営されていたとして、そのような製糸業がなぜ輸出を伸ばすことができたのか。すでにみたように、生糸の輸出高は80年から90年までに2.36倍に増加していた。

銀価値の下落に導かれた結果である。70年代後半以降金銀比価の上昇が際立ってくることにはのちに言及するが、それが（金本位制国に対し）為替相場の下落をもたらし、輸出刺激的に作用したからである。したがって、何らかの理由で比価が下落することになると、輸出は抑制されることになる。90年に輸入が増え、かつ入超となっていたが、それはすでに触れたように、例年は黒字を稼ぐ米穀貿易が凶作のために大幅の入超に反転したうえに、つぎのような理由で一時的に銀価値が回復して為替相場が上がり、生糸輸出が不振に陥った⁽⁵²⁾ためである。

アメリカでは73年貨幣法で（東洋貿易のためのドル以外の）銀を正貨の地位から締め出し、金銀複本位制は廃止されていた。しかし、78年には（政府が購入すべき銀を金額で制限するという）制限付きながら複本位制に回帰し（ブランド＝アリソン法）、銀の自由かつ無制限な鋳造を求める運動はその後80年代末に再度盛り上がってきただ。90年までに議会でも銀主義者の勢力が強まり、その7月には（政府が購入すべき銀を重量で制限する）「シャーマン銀買上法」が制定された。同法は93年には廃止されるが、とにかくこの間のアメリカにおける金銀複本位制への回帰の動きが、90年には銀価値の歴史的に傾向的な下落に対し攪乱要因として働いた⁽⁵³⁾。ロンドン市場における金銀比価をみてみよう。85年19.41から89年22.10に一方的に上昇したのが、90年には19.76に低下し、91年20.92（ほぼ86年の水準）、92年23.72となっている⁽⁵⁴⁾。

3. 銀本位制下の資本形成(1) —— 信用による資本形成 ——

理論的に最終的には貨幣は銀ではなく金である。しかし、商品交換における価値法則の作用を社会的に保証する金属は必ず金でなければならないということはない。生産力的みて銀を貨幣とする資本主義がありうること、言い換えると

銀本位制によって資本制商品の交換を規律する社会を想定することだが、それは理論的抽象的には排除できない。

しかし、歴史的に先進的に成立したイギリス資本主義は、金本位制をもって自己を律した。そこでは18世紀最終四半期以来の綿工業における資本形成の広がりの中から金本位制は構築されてきた。成立当時（19世紀第1四半期末）の金銀比価はすでに15を上回っていたから、思惟的に想定しうる銀を貨幣とする資本主義に対し、15倍以上の生産力をもって現実の資本主義は成立したことになる（最初の周期的恐慌は1825年）。

日本で銀本位制が発足した86年には比価は20を越えていた。上述のとおり問屋制資本という前期的資本の再生産に依拠してその制度は樹立されたが、それを支配的資本とする当時の日本の生産力は金本位制国（イギリス）の20分の1に及ばない水準にあったとみなすことができる。しかし、とにかく銀本位制が敷かれた。その日本資本主義史上の意義を検討しよう。

日本資本主義史における資本形成の盛り上がりは、通常「企業勃興」といわれる。銀本位制発足後のそれはたとえばつきのように叙述されている。すなわち、銀本位制は物価を低落させたのと同時に「商況」を停滞させ、そのうえ「明治19年ニ及シテハ」「夏季全国悪疫ノ流行甚シク為メニ大ニ一般ノ氣勢ヲ阻喪シ」たが、「経済界ハ翌明治20年ニ至リテ愈活動ノ端ヲ現ワシ多數ノ国立銀行ハ其元氣ヲ回復シテ統々増資ノ計画ヲ為シタリ」。「明治21年及ヒ同22年ニ於テハ新設企業ハ空前ノ盛況ヲ呈シ一時事業熱ノ流行ヲ致シ殊ニ鉄道ノ敷設機械ノ買入工場ノ建築等莫大ノ資金ヲ要シ運転資本ノ需用亦甚タ夥シキヲ以テ銀行事務ハ繁劇ヲ極メ国立銀行中此機ニ乘シテ増資ヲ為スモノ多ク何レモ其発売差益ヲ得テ運用資金ヲ増殖シ頗ル良好ノ結果ヲ収メタリ其他私立銀行ノ新設増資殆ント枚挙ニ遑アラス」⁽⁵⁵⁾。

すこし言葉を足していえば、86年（明治19年）に始まった鉄道業の勃興が88年、89年と、製造業（「機械ノ買入工場ノ建築」）とりわけ紡績業に波及し、その間銀行業の部面でも国立銀行の増資（後述するが、80年以後はその設立免許は停止）、私立銀行の新設や増資ブームが起こったことを突いている。銀行業が新設あるいは増資で盛り上がったという指摘は重要である。それでは、それはなぜ盛り上がったのか。そこまでの分析はなされていない。

たんに新興企業からの「運転資本の需用」（銀行信用への需要）に応えるためばかりでなく、それらが（新設あるいは増資のために）発行する新株への払込金の供給のための資本信用も求められた⁽⁵⁶⁾からである。株式払込金として機能すべき遊休貨幣（株式発行市場準備金）が再生産過程の内部で自生的に形成された後に企業設立ブーム（資本蓄積運動）が起こったのではなかった。それは創造された信用で（いわば株式市場外部から）供給されねばならなかつた。本来的な産業資本の蓄積が低位であることから、その形成は株式会社形態（直接金融形態）によらねばならなかつた。しかし、それはそれ自体では展開されえず、銀行による資本信用の供給（間接金融形態）に従属性に包摂されねばならなかつた。それを担つたのが株式担保金融にほかならない⁽⁵⁷⁾。

しかも、この場合の株式担保金融はそれ（株式払込金の供給）だけにとどまらない。銀行信用準備金を株式発行市場準備金（擬制資本信用準備金）として拘束するのが、ここでの株式担保金融である。その授与者がその拘束から解放されるには、（部分払込みのままだとしても）株式が流動化される必要がある。それは株式流通市場準備金（擬制資本信用準備金）が社会的に存在していかなければならぬことを意味するが、その供給も銀行（株式担保金融）が負担しなければならないからである⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾。

それは株式担保金融（資本信用）がこの株式ブーム（株式発行による資本形成と株式の流通）を支えていたことを意味する。しかも、株式の払込みは分割制で行われた。一般に資本蓄積（株式払込準備金、言い換えると株式発行市場準備金）が貧弱な環境のもとで会社新設や増資を可能にする制度ではあるが、泡沫的な会社の設立を刺激しやすいこともまた間違いない。そのうえ、泡沫会社ではなくとも、株式の投機取引が刺激される。

そこで金融が逼迫して市況が悪化してくると、株主は残余の払込金の追加払込みのみならず、株式取引に必要な証拠金の追徴についても求めに応じきれず、ひいては売買代金の決済も不能になる。銀行信用準備金の株式市場への拘束（株式発行の強行と投機の横行）が続くと、あるいは株式担保金融が行き過ぎると、まずは前者の枯渇が表面化してき（金融の逼迫化），それが後者の準備金の枯渇に反映されることになる。ブームは破綻する。90年1月にそれはつきのように現実化した。

4. 銀本位制下の資本形成(2) —— 信用による資本形成の破綻 ——

88年企業熱の高まりにつれて日本銀行（本店）は5月以降4次にわたって公定歩合を引き上げてきたが、89年が明けると緩和に転じ、2月までに3次にわたりそれを引き下げていた。しかし、5月以降警戒態勢に入り、5月に続き6月にも公定歩合は引き上げられた。金融の逼迫化はその後8月末に急速に進む⁽⁶⁰⁾。

凶作のために7月頃から米価が騰貴して（米輸入が始まり出し）⁽⁶¹⁾、銀行信用準備金となるべき所得貨幣（預金）が銀行から流出し始め、その枯渇化が始まっていたことを背景に、株式取引（資本信用供給）の過大化（株式市場への銀行信用準備金の拘束）が顕現化してきたためである⁽⁶²⁾。株式取引は信用を利用して行われていたから、それが行き過ぎると、金融が逼迫化し、株価には下落圧力がかかる。株式取引（証拠金取引）の膨張はそれが流通市場準備金を枯渇させつつ進むことを意味するからである。90年1月横浜の株式仲買人による証拠金の納入不能事件が発生し、それを引き金として株式恐慌が起こる⁽⁶³⁾。

90年1月、以上のように株式市場は恐慌に陥った。それは金融をさらに逼迫させる。租税納入期の3月がそのピークであった⁽⁶⁴⁾。それには別の要因もかかってくる。すでに指摘したことだが、そのころには入超が顕在化してくるからである。後述するように、日本銀行はこの3月創業以来はじめて制限外発行に追い込まれる。90年中の正貨の流出は1258万円に上り、89年末（90年初）には5741万円あった日本銀行保有の正貨は、90年末には22.1%減の4462万円となっている⁽⁶⁵⁾。

さて、すでに明らかになっているように、主要産業はいまだ問屋制資本による製糸業であった。80年代後半からはたしかに大阪を中心に綿糸紡績業において産業資本の形成が相次ぐ（その初めは82年創立（全面開業84年）の大坂紡績会社）とはいえ、前項で証明したとおりせいぜい外国綿糸を国内から駆逐し始めた程度にすぎない。しかも、90年恐慌は86年に始まる資本形成ブームの主軸的産業である鉄道業と紡績業にはそれほど大きな打撃を与えたなかった⁽⁶⁶⁾。それは産業資本の形成途上（資本の原始的蓄積の最終過程）で起こった恐慌であり、過渡期的恐慌であった。資本の過剰形成が内在的に生み出す周期性恐慌（資

本主義的恐慌）とはみなせない⁽⁶⁷⁾。

90年恐慌には以上のような歴史的な意義が認められる。それは銀本位制（貨幣価値の安定）によって信用の利用が容易になり、資本形成が刺激されたことにもとづいていた。

銀本位制の資本蓄積作用としてはもう1つ、それが西洋から移植され政府の手で経営されていた近代的産業（官営事業）の（一部の軍需産業を除く）民間払い下げを促進したことも指摘しておく必要がある。それまで官営事業の多くは赤字経営であり、政府も財政整理のためにその処分を迫っていたが、貨幣価値が動搖している状況下ではその民間移管（民間によるその経営）には無理があった。しかし、いまやそれが実行できることになり、しかもその払い下げは民間に有利な条件で行われ、以後は財閥（独占資本）の形成へと連なっていく。政府による機械制大工業の育成という歴史的な意味をもつことになる⁽⁶⁸⁾。

5. 保証発行屈伸制限制度の導入

資本の原始的蓄積の最終過程にあって銀本位制が確立された。それは前項でみたように銀行信用による資本蓄積を促し、西洋から移植された一部官営事業（機械制工業）もそれが民間移管されても経営可能になった。銀本位制のそのような役割はその間日本銀行信用（兌換銀行券）の流通が円滑化していたことにもとづく。日本銀行は前述したようにその兌換支払制度を曖昧にされたまま発足したが、いわば試験的な発券の段階を終えた88年7月、それが定められる。勅令「兌換銀行券条例中改正ノ件」⁽⁶⁹⁾によってである。5項からなるその第2条のうち第1項から第3項でつきのように保証発行屈伸制限法が規定された。

すなわち、第1項では金銀貨および地金銀と同額の発券ができる（正貨準備発行）、第2項では公債、大蔵省証券その他確実な証券、または商業手形を保証として7000万円を限度として発券できること（保証発行）、第3項では日銀が必要ありと認めた場合には、大蔵大臣の許可と特別の発行税の納付を条件として、制限外発行（制限外保証発行あるいは限外発行）ができることが決められた。

88年8月、以上のように日本銀行の発券制度は7000万円を限度とする保証発行屈伸制度として法定された。それによって日本銀行の中央発券銀行としての

体制は85年5月のそれからさらに前進した。しかし、その流通量からみると、いまだその確立とはいえないかった。

88年末における流通貨幣量に占める兌換銀行券の割合は（85年末の2.2%から）34.7%に増えていて（政府紙幣は85年末の49.6%から24.7%に低下），たしかに最大のシェアを占めるにいたった。しかし、政府紙幣と国立銀行券の流通高は合計7442万円（シェアは39.3%）であり⁽⁷⁰⁾，それが保証発行限度額7000万円にほぼ見合うことに留意すべきである。保証発行部分は消却されるべき政府紙幣と国立銀行券を代替するためのものにすぎないことがわかる。日本銀行はその保証発行限度額は信用創造に利用できない，あるいは自由には使えないということである。

その画期は90年5月に訪れる。前述のとおり前年8月末からの金融逼迫はその90年3月にピークに達し，とくに大阪において激しく恐慌を引き起こしていた。その3月に日本銀行は創業以来はじめて制限外発行に追い込まれる⁽⁷¹⁾。上述のようにそのころまでに輸出の不振と輸入の増加が表面化し，それ以後日本銀行からの正貨の流出が始まったからである。その制限外発行分は翌月には還収されたが，大蔵大臣松方正義はその機を捉え，保証発行限度額拡大を建議し⁽⁷²⁾，実現させる。同年5月「兌換銀行券条例中改正」が発布され，保証発行の限度が1500万円引き上げられ，8500万円に拡大される⁽⁷³⁾。この時点での政府紙幣と国立銀行券の流通高は4700万円だったから，差額の3800万円程度が日本銀行にとって文字通りの保証発行限度額として認められたことになる⁽⁷⁴⁾。

そして，その5月には日本銀行は金融逼迫救済の要請に応え，「日本銀行条例」第12条が「不動産又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為スコト」を禁じているにもかかわらず，担保品付手形割引制度を発足させる（97年6月から保証品付手形割引制度へ移行）⁽⁷⁵⁾。それは公債のほか一部の優良株式（日本鉄道，山陽鉄道，九州鉄道ほかの鉄道8社の株式と日本郵船，東京海上の株式）を担保とした手形を割り引くという制度であり，いうならば日本銀行による株式担保金融（資本信用供給）制度にほかならなかった。資本形成は株式会社形態によらねばならず，脆弱な資本蓄積に制約されて銀行の株式担保金融で進められてきたのは前述のとおりだが，その銀行の株式担保金融による創造信用が日本銀行信用に上向転嫁されることになる⁽⁷⁶⁾。保証発行限度額の拡大はそれへの対

応策という意味を持つ。日本銀行信用は手形割引によって供給されたとはいっても、商業信用に基礎をおいたもののほかに、それ以上の割合で銀行による資本信用供与の補完をなし⁽⁷⁷⁾、資本蓄積水準の低位性の矛盾を糊塗する。こうして日本銀行の担保品付手形割引制度は銀行の株式担保金融を補強し、さきに指摘したようにその拡大展開を促す。そして、同行は翌6月には公定歩合を引き下げている⁽⁷⁸⁾。

④③ 大蔵省編松方報告「紙幣整理始末」25, 28ページ。

④④ 松方「紙幣整理概要」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻) 161ページ。
当時の貿易収支額(推計値)は山澤逸平・山本有造『長期経済統計14・貿易と国際収支』(東洋経済新報社、1979年) 218ページ以下にも掲げられている。しかし、そこにおける数値は以上に示した松方によるものとは大きく異なっている。

④⑤ この90年の巨額の入超に関しては生糸の輸出高が前年の2662万円から1386万円に半減し、他方米穀の輸出入差額が前年の730万円の黒字から1098万円へ赤字に激変している(大蔵省銀行局「第十三次銀行営業報告(明治二十三年)」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻(上)(1960年) 466ページ)ことを、後論のためにあらかじめ指摘しておく。

④⑥ 松方「紙幣整理概要」165ページ。

④⑦ 藤野正三郎・藤野志朗・小野旭『長期経済統計11・繊維工業』(東洋経済新報社、1979年) 308ページ(第63表)。84年～86年平均で生糸の輸出高は全輸出の34.5%を占めている(高村直助『日本資本主義史論』(ミネルヴァ書房、1980年) 65ページ(表III-8))。

④⑧ 85～86年における生糸輸出の56%がアメリカ向けであり、98～1900年にはそれは62%に増加している(高村、前掲書、69ページ。当時のアメリカの輸入生糸の約半分は日本産であり、そこで人造繊維の消費量が生糸のそれを上回るようになるのは、1927年からである(藤野(正)・藤野(志)・小野、前掲書、144ページ(図1-7)、147ページ(図1-10))。85～86年には全輸出高の40.7%がアメリカ向けで、99～00年には22.9%に低下している。他方東北アジア向けは前者では21.7%、後者では39.1%である(同、67ページ(表III-9))。

④⑨ 中村隆英『明治大正期の経済』(東京大学出版会、1985年) 214～215ページ(表9.1)。後論のために70年を100とした生産高の指數を示しておく。棉花は80年100、85年125、90年108(95年74)、綿糸は80年98、85年135、90年198(95年464)、綿布は80年149、85年158、90年234(95年386)である(同)。棉花の国内生産が停滞・減少しつつ、綿製品とりわけ綿糸の生産が増加していることが歴然である。

④⑩ 中村、前掲書、243ページ(表10.3)。

④⑪ 80年代後半以降綿糸紡績業において産業資本が形成されてくるといつても、それが

製糸業を駆逐することはなかった。絹業においてもその90年代には在来の坐縫製糸法に替えて器械製糸業が展開してき（藤野（正）・藤野（志）・小野、前掲書、137ページ（図1-1）；新保博『近代日本経済史』（創文社、1995年）101ページ），生産高も前述のとおり90年は80年の1.11倍にすぎなかつたが、95年にはその1.92倍となっている（中村、前掲書、243ページ（表10.3表））。その輸出産業としての地位は不変であった。綿糸は次稿でみるように91年から対消国に輸出され出し、97年には重要な輸出商品としての地位を得るもの、生糸には及ばなかつた。両者は相互補完的に発展した（中村、前掲書、57ページ）。

- 52 米輸入は9月以降増加が始まっていたが、2月以後6月に向け米価の高騰が一段と顕著になるのに伴い、その2月から激増し出す。他方、生糸輸出はすでに前年末から減少し出し、90年初にそれが明確となり、3月以降激減している（大島清『日本恐慌史論』上（東京大学出版会、1952年）55、60ページ（第28表）、61ページ（第29表）、62ページ（第31表）。90年における生糸輸出減少の原因はもちろん為替相場の騰貴だけではなかつた。同年の世界恐慌の影響も無視できない。
- 53 大蔵省銀行局「第十三次銀行営業報告（明治二十三年）」466-467ページ。アメリカの自由銀運動についてはさしあたり西川純子・松井和夫『アメリカ金融史』（有斐閣選書、1989年）69-76ページ参照。
- 54 大蔵省理財局編「幣制改革参考書」（1927年）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第17巻）581、586ページ。以下に掲げる金銀比価の数値はすべてこのほか、貨幣制度調査会編「貨幣制度調査会報告」601-602ページ、および大蔵省編「明治三十年幣制改革始末概要」410、412ページによる。
- 55 前掲『明治財政史』第13巻、472-473ページ。
- 56 つまり、銀行は本来的な銀行信用のみならず資本信用をも渾然一体的に供給することを求められたわけである（銀行信用と資本信用の範疇的な違いは、宮田美智也『資本と金融』（見洋書房、2002年）第5章第3節および第8章参照）。
- 57 90年末の国立銀行の貸付残高の40.5%が株式担保金融であり、99年では59.9%と、その間には段々その数字が大きくなっている（伊牟田敏充「近代信用制度の形成と株式会社の普及」（川合一郎他編『講座 日本資本主義発達史論』I（日本評論社、1968年）166ページ（第21表）。1900年代初期（明治期末期）については志村嘉一『日本資本市場分析』（東京大学出版会、1969年）第1章第2節参照）。後述するように、90年5月日本銀行が株式担保による手形割引制度（担保品付手形割引制度）を導入し、直接金融である株式会社金融が間接金融機関に包摂されたことが、それを促した。
- 58 株式市場は第2次の貨幣請求権取引（擬制資本信用形成）の場であり、それが自生的に展開するにはその請求権に対する支払準備金（擬制資本信用準備金）が社会的に蓄積されなければならない。それが株式市場準備金だが、まずは発行市場準備金の社会的形成が前提されて発行市場が成立し、さらに発行された株式が売買され流通するには、それを社会的に肩代わりできる準備金すなわち流通市場準備金が存在してい

なければならない。そのような株式市場準備金とは理論的には資本の再生産の運動過程で「貸付可能な貨幣」として遊休してくる貨幣のことであり、「蓄蔵貨幣の第2形態」を構成する（宮田、前掲書、第8章第1節参照）。

- ⑤9 株式流通市場準備金の不足はつきの事実が証明する。このころの大坂取引所の場合だが、株式取引は定期取引がほとんどを占め、現物取引は全体の4～8%程度にすぎなかった（伊牟田『明治期株式会社分析序説——講義用テキスト——』（法政大学出版会、1976年）31ページ）。
- ⑥0 前掲『日本銀行百年史』第1巻、358～362ページ。
- ⑥1 大島、前掲書、60ページ（第28表）、61ページ（第29表）。次段における米価、米輸入に関する叙述も同所による。
- ⑥2 長岡新吉『明治恐慌史序説』（東京大学出版会、1971年）28ページ。ここで2点を指摘しておく。まず、この89年8月末に始まる金融の逼迫が後述のとおり90年に持ち越され、その早々恐慌を引き起こすのだが、そこには同年の世界恐慌の直接的な影響は認められないということである。日本の資本主義は恐慌が国際的に波及してくるほど十分に成熟していなかった（同、41～43ページ）。第2に、ここでの金利高騰と米の輸入増加には「ほとんど関連性がなかった」といわれてきた（同、39ページ）ことにつき、米価の高騰（米輸入の増加）は銀行預金の減少を通じて銀行信用供給能力の低下（金利上昇）を招来する要因として重視される必要があることを強調しておく。長岡説にはそのような視点が欠けている。米価の高騰を国内購買力の低下（滞貨発生）要因として、また輸入側からみた入超の要因として把握し、それらがこの時の金融逼迫の原因としてきた従米の所見の当否の検証が行われているにとどまる（同、27ページ）。もちろん、それは重要な作業ではある。
- ⑥3 長岡、前掲書、29～31ページ。この時の金融逼迫（恐慌）には、東京よりも大阪でそれがより早く、より強く現れるという地域差がみられた（滝沢、前掲書、257～259ページ）。それは両地間では株式ブームに差があった（高村、前掲書、6～7ページ）、言い換えると、東京と大阪では株式市場への信用供給に程度の差があった、そのためである。しかし、株式担保金融の比重は東京の銀行のほうがより高いことを付記しておく。松方正義によると、89年下期における東京の國立銀行の行った株式担保金融は貸付金の64%だったのに対し、大阪の國立銀行のそれは54%だった（「日本興業銀行動産銀行及農業銀行設立主旨ノ総説明」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻）1159～1160ページ）。
- ⑥4 長岡、前掲書、31ページ。
- ⑥5 大蔵省銀行局「第十三次銀行営業報告（明治二十三年）」461、465ページ。ただし、この日本銀行保有正貨の数字は日本銀行「半期決済報告」中の「半期実際報告表」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻）298、299、328、329ページ）の数字とは異なる。これによると、5526万円から4584万円への17%程度の減少となる。
- ⑥6 長岡、前掲書、33～34ページ。しかし、90年恐慌は紡績業資本の形成と無縁に発

生したとみなしてはならない。高村（前掲書、6-17ページ）は長岡説に対しそのような疑問を提起し、後者は前者の発生と展開に対して部分的ながら一定の関係をもっていたことを強調している。

- 67) 長岡、前掲書、43、69ページ；高村、前掲書、17-18ページ。この90年恐慌の歴史的な意義については周知のとおり諸説がある（さしあたり、高村、前掲書、1-3ページ参照）。その適否を区別する基準はまずは株式担保金融による資本形成に着眼しているか否かにある。
- 68) 大島、前掲書、35-36ページ；大内力『日本経済論』上（東京大学出版会、1962年）120-121ページ。
- 69) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻（1959年）138ページ；前掲『明治財政史』第14巻、270ページ。
- 70) 前掲『日本銀行百年史』第1巻、306ページ（表3-6）にもとづく。
- 71) 前掲『明治大正財政史』第13巻、330ページ。
- 72) 前掲『明治財政史』第14巻、281-285ページ。
- 73) 同、286ページ；「日本銀行沿革提要」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、付録）164ページ；前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、183ページ。しかし、この5月末にも50万円の制限外発行が記録されている（前掲『明治大正財政史』第13巻、337ページ）。
- 74) 岡橋保『日本銀行券発行史論』（有斐閣、1969年）238、269ページ。
- 75) 前掲『日本銀行百年史』第1巻、431-438ページ。この担保品付手形割引制度導入の経緯については鶴見誠良『日本信用機構の確立 日本銀行と金融市场』（有斐閣、1991年）232-245ページも合わせ参照。
- 76) 伊牟田、前掲稿、130、162-163、170ページ。
- 77) 日本銀行の内国手形割引額に対する担保品付手形割引額をみると、90年は27%にとどまっているが、91年53%、92年54%、93年57%、94年53%、95年54%、96年44%と推移している。97年からはこの制度は上述のように保証品付手形割引制度に移行するが、その新制度下ではその比率はいっそう上がる。97年～1901年の累計で示せば、それは58.8%である（各年次「日本銀行営業報告」（上巻）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻）。
- 78) 前掲『日本銀行百年史』第1巻、450ページ。

IV 国立銀行制度と国立銀行券

1. 問題の設定

前述したように、松方正義による紙幣整理事業の対象となる紙幣には国立銀

行券（銀行紙幣）も含まれていた。前節では政府紙幣の整理過程が追究された。統いて、同じ考察をその国立銀行券に対してしなければならない。その発行主体はもちろん国立銀行である。国立銀行の成立と消滅の過程に投光することが本節の目標となる。

2. 「国立銀行条例」と国立銀行

国立銀行制度は「国立銀行条例」（72年11月公布）⁽⁷⁹⁾にもとづき、73年（明治6年）6月に第一国立銀行が発足したことに始まる。それまでに増発され、価値の動搖している政府紙幣を回収し、それに替えて兌換銀行券を流通させるという意図のもとに、アメリカの国法銀行制度が模倣されたことによる。それは国立銀行券による貸付を営む（株式会社形態）発券銀行制度であった。

すなわち、株式は1株100円、資本金は所在地の人口によって異なり、人口10万人以上の地では最低50万円、1万人以上（10万人未満）の地では20万円、3000人以上（1万人まで）の地では最低5万円、払込みは6割は政府紙幣によることとし、それを政府（大蔵省）に納付すると、政府はそれと同額の記名公債証書（金札引換公債証書）を発行して抵当として預かり、政府で準備した国立銀行券を下付する。国立銀行はその受け取った銀行券を貸付に利用する。資本金の残り4割は「新貨条例」で定められた本位貨幣で払込まれなければならず、それが銀行券の兌換準備とされ、その準備高はつねに発券高の3分の2を下回ってはならなかった（第5条第1節および第6条第1節、同第3節、同第5節、同第15節、同第16節）。

しかし、設立は73年に3行、74年に1行の4行にとどまった。政府紙幣の回収も小規模に終わり（製造された銀行券1500万円に対し、下付されたのは75年までで142万円），政策意図は実現できなかった。国立銀行券（政府紙幣）と正貨の「差価」がはなはだしく、また前にも触れたような貿易収支の逆調という事情も働いて、国立銀行券は流通界にとどまることなく兌換請求によって銀行に還流し、銀行経営は成り立たなかった⁽⁸⁰⁾。

3. 「改正国立銀行条例」と国立銀行

その間政府にとって家禄・賞典禄（75年9月からは米禄に換えて金禄）の支

給は大きな財政負担となっていた。政府は前述したように76年（明治9年）8月祿制そのものを廃止した。有祿者には金祿に代えて金祿公債が一時に発行されることとなり、その発行額は1億7255万円余と見込まれた⁽⁸¹⁾。そこでその価格維持があらたな政策課題となる⁽⁸²⁾。「金祿公債証書発行条例」の公布（同年8月5日）に先立ち、「改正国立銀行条例」が公布され（同8月1日）⁽⁸³⁾、金祿公債の銀行資本への転化策がとられる。

すなわち、1株の金額は資本金20万円以上の場合100円または50円、20万円未満の場合は50円または25円、最低資本金は10万円、そしてその資本金の8割は4%以上の利付公債による払込みに限り、その預託を受けた政府はそれを抵当としてその時価に応じて銀行券を引き渡し、銀行はそれを貸付に利用できるようになった。資本金の残りの2割については政府紙幣による払込が認められ、それが銀行券の引換準備とされ、発券高に対する準備率は25%とされた（第2章第17条、同18条、同20条および第3章第28条）。

それは国立銀行の設立を刺激した。とりわけ西南戦争後の78年度に顕著で、109行も創設された。それによって金祿公債の価格下落の防止という政府の狙いはそこそこ達成されたとはいえ、他方国立銀行券が過剰化した。75年末のその流通高（142万円）は79年末には24倍（3404万円）に増加している。79年12月開業の第百五十三銀行（京都）を最後に国立銀行設立の免許は停止される⁽⁸⁴⁾。

4. 国立銀行券の消却

国立銀行制度による政府紙幣の整理計画は上述のとおり行き詰った。「日本銀行条例」が施行されたのは、最後の国立銀行が開業して2年半後の82年6月であった。その10月に創設された日本銀行は、すでに指摘したように発券銀行となることが予定されていた。言い換えると、日本銀行の成立によって発券権のそこへの集中という道筋が確定する。国立銀行の発券権は剥奪されねばならない。

83年5月太政官布告によって76年「改正国立銀行条例」が改正⁽⁸⁵⁾される。すなわち、国立銀行はその営業年限を開業免許の日から20年とされ（第12条第1項）、その間に国立銀行券を日本銀行において消却し（第49条）、営業年限満了後には「私立銀行ノ資格ヲ以テ大蔵卿ノ許可ヲ受ケ其営業ヲ継続スルコト」

ができるとされた（第12条第2項），つまり発券ではなく預金によって信用を供給する預金銀行（「普通銀行」）に転換するよう図られた。

それでは，日本銀行において国立銀行券はどのように消却されたのか。国立銀行は「毎半季」ごとに所定額を日本銀行に「定期預ヶ」し，国立銀行券引換準備金（前述のとおりこれは政府から下付された国立銀行券の25%に当たる）つまり消却「元資」金を日本銀行において積み立て，日本銀行はそれをもって自行名義で利付公債を買い入れ，保管し，そこから得られる利子収入で流通している国立銀行券を合同消却するというのが，その手続きであった（第112条）。

しかし，公債価格の上昇と高利公債の償還が進められたことによって，国立銀行券消却基金の蓄積は予定通りには進まなかった。97年（明治30年）までに完全消却することが政府のもくろみであった。96年3月「営業満期国立銀行処分法」⁽⁶⁶⁾が公布され，営業満期日に消却未済銀行券を抱える国立銀行には，それに相当する金額を政府に納付させ，その納付金で政府が国立銀行券の交換に当たり，また普通銀行としての営業継続を望む国立銀行がその政府への納付金のために日本銀行から借り入れる必要がある場合には，大蔵大臣は日本銀行に無利子貸付を命じることができるとされた（第5条）。

銀本位制が廃され，金本位制が導入されのはその翌97年10月である。その後99年2月までに「国立銀行条例」にもとづく銀行は消滅する。その間93年7月からは「銀行条例」⁽⁶⁷⁾が施行され（公布は90年8月），それが普通銀行を規制していた。国立銀行券の通用は「国立銀行紙幣ノ通用及ヒ引換期限ニ関スル法律」によって99年12月9日限りとされ，政府紙幣も同年末をもって通用を禁止された⁽⁶⁸⁾。

こうして99年末をもって日本銀行の兌換銀行券による紙券貨幣の統一がなる。それは預金銀行である普通銀行の制度的な完成を意味していた。そして，同じころ特殊銀行制度も確立していることにも留意がいる。横浜正金銀行のことは前述したが，ここでは預金銀行業務ではなく長期信用業務を営む銀行のことである。後論に必要な限りで触れておくと，97年8月日本勧業銀行，1900年4月北海道拓殖銀行，02年4月日本興業銀行がそれぞれ開業している。それらには債券発行が認められ，前2行は不動産抵当貸付，最後者は国債・地方債・社債・株式を担保とする貸付（05年からはそれら収益証券担保手形割引および鉄

道・鉱業・工場財團抵当貸付が追加) のほか、国債・地方債・社債の応募または引受、地方債・社債・株式に関する信託業務を営んだ⁽⁷⁹⁾。日清戦争後のそのころには資本主義の成立が認められるのだが、(流動資本取引だけではなく) 固定資本形成上も信用制度が必要となってきたことを物語る。

- (79) 前掲『明治財政史』第13巻、31-57ページ。
- (80) 同、3、240-249、335ページ。
- (81) 前掲『明治大正財政史』第11巻、595ページ。90年に完結するまで総額1億7384万円が発行されたが、それは78年にほぼ集中し、同年だけで1億7333万円が発行されている(同、596-597ページ)。
- (82) 前掲『明治財政史』第13巻、5-6ページ。
- (83) 同、149-178ページ；前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、228-244ページ。
- (84) 前掲『明治財政史』第13巻、6-8、260、335ページ。
- (85) 同、236-239ページ。
- (86) 同、582-583ページ。この「処分法」と同時に「国立銀行営業満期前特別処分法」(同、594-595ページ)も公布された。満期前に「私立銀行」となり、営業を継続しようとする国立銀行は、解散等の手続きから解放されることになった。
- (87) 前掲『明治大正財政史』第16巻(1957年)595ページ；前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、412-413ページ。
- (88) 松方「紙幣整理概要」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻)164-165ページ；前掲『明治財政史』第13巻、338ページ。
- (89) 以上の特殊銀行については、前掲『明治大正財政史』第15巻(1957年)第4章および同、第16巻(1957年)第6章、第7章にくわしいが、さしあたり加藤俊彦『本邦銀行史論』(東京大学出版会、1957年)175ページ以下参照。特殊銀行と日本銀行との関係も関心のあるところだが、そこへの論及はない。

おわりに

封建制社会を脱した(明治維新後の)日本は、世界資本主義的に急速な資本制化を強制された。資本の本源的蓄積過程さえ终えていないのに「金本位制」(1871年「新貨条例」)が採用される。しかし、それが金本位制としては画餅に終わる(「金本位制」)ことは当然で、実際上の貨幣制度は複本位制であり、そ

のもとで銀本位制として機能した。

(金本位制でなくとも) 銀本位制でもそれが単本位の貨幣制度として機能するには、国民的に最終的に貨幣節約を担う中央銀行（兌換銀行券制度）が不可欠である。日本銀行の創設（1882年）2年後にそのような銀本位制が成立し（「兌換銀行券条例」），そのもとで発券銀行（国立銀行）制度の預金銀行（普通銀行）制度への移行が方向づけられる。そして、日本銀行を総括銀行（中央銀行）として上位に位置づけ、下位に預金銀行が置かれるという銀行制度の体系化が完成する（担保品付手形割引制度の発足）。日本銀行創設から7年目の1890年（明治23年）恐慌の渦中においてであった。

その場合、預金銀行は（銀本位制による金利の低下を背景として）本来的な銀行信用だけでなく資本信用も扱うところ、言い換えると、間接金融（資本信用）によって直接金融（株式市場）が補強され、包摶されるところだが、そこに後進国的特点があった。すなわち、90年に完成をみた日本の銀行制度の体系的内容は、日本銀行が銀行信用のみならず資本信用をも含め、預金銀行の創造した信用の国民的に最終的な肩代わり転嫁を引き受けるというものであり、そのような中央銀行信用の包括的供給体制によって、貧弱な産業資本蓄積に対しそれを直接金融（株式会社）形態を利用して早期に育成しなければならないという、後進国としての矛盾に対処しようとされた。そして、そのような体制整備を可能にしたのが銀本位制にほかならなかった。